平成２１年（フ）第５５６９号
大阪市東淀川区豊里３丁目４番８号
破産者　東豊運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４６号
大阪市北区紅梅町１番21号
破産者　鳥取エスケー株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８００号
大阪府東大阪市長田中１丁目２番13号
破産者　株式会社豆滋郎
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４５号
大阪市中央区内本町１丁目２番５号
破産者　株式会社スカイライズ
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６０号
大阪市住吉区苅田６丁目７番31号
破産者　有限会社ナオト物流
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８３号
大阪市城東区放出西２丁目14番３号
破産者　株式会社平田工務店
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０７号
大阪府寝屋川市川勝町７番24号
破産者　株式会社癒し庵
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３号
神戸市灘区烏帽子町３丁目２番８号
破産者　有限会社エム・テック
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
兵庫県宝塚市向月町13番11号
破産者　有限会社関熱工業
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目１番１―607号
破産者　株式会社中谷
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７９号
兵庫県西宮市老松町13番14号
破産者　株式会社明成工業
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４２号
兵庫県加古郡稲美町国岡320番地の11
破産者　松島商事株式会社
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第６９２号
佐賀県佐賀市鍋島３丁目12番５号
破産者　酒のビックライフこと亡原田元広相続財産
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４９号
札幌市南区石山１条２丁目４番47号
破産者　株式会社タンダイ工業
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５６号
札幌市白石区米里５条１丁目４番８号
破産者　有限会社コバ・ネックセス
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目418番地
破産者　有限会社麻生技研
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
千葉県館山市宮城1157番地の２
破産者　齋藤　久子
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３６８号
岐阜県羽島郡岐南町三宅１―29　フレスコＢ105号、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原熊田町１丁目76番地８
破産者　河合　義明
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
静岡県賀茂郡河津町梨本439番地の１の１
破産者　有限会社大滝温泉運龍
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
三重県津市片田新町102番地８
破産者　有限会社ティエスコーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９５号
三重県津市片田志袋町300番地73、破産手続開始決定時の住所三重県津市片田新町68番地２
破産者　佐藤　良憲
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係